

令和 7 年度 第 8 回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和7年度第8回農業委員会総会日程表

日 時 令和7年11月6日（木） 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤信

議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

日程第8 質問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員（15名）

3 森川雅之 5 押条和司朗 6 尾崎之隆 7 池田忠志

8 篠永賢二 9 星川俊夫 10 河村久仁彦 11 坂上宏

12 眞鍋晴豊 13 鈴木博美 14 高橋藤信 15 鈴木和治

16 村上佳清 18 則友祝幸 19 石川武将

出席農地利用最適化推進委員（20名）

3 山下宏二 4 星川久和 5 高橋忠明 6 佐藤保之

7 宇高勉 8 鎌倉靜夫 9 竹本正行 10 喜井仁志

11 村上紘一 12 石川繁 13 紀井正明 14 受川清男

15 三好昇 17 鈴木一郎 20 高橋秀典 21 越智寧

22 近藤良啓 23 河村嘉男 24 竹内正篤 25 鈴木敏也

欠席委員（3名）

1 大西嘉一郎 4 石川光男 17 寺尾悟志

欠席農地利用最適化推進委員（5名）

1 脇純樹 2 石川茂 16 合田篤夫 18 伊藤浩一
19 萩尾博

出席した職員

事務局長 岩田政嗣 次長 三宅栄一 次長 石川みちる

第8回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和7年11月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、15名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第8回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

1番 大西 委員

4番 石川 委員

17番 寺尾 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

2番 石川 委員

16番 合田 委員

18番 伊藤 委員

19番 萩尾 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長　日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長　会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

13番 鈴木 博美 委員、15番 鈴木 和治 委員 を指名いたします。

議長　日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議長　報告を求めます。石川 次長

石川　それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和7年9月24日解約。

以上、1件の解約通知がありました。報告を終わります。

議長　以上で、報告は終わりました。

議長　日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。石川 次長

石川　それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2、番号3の案件については、受人が同じであるため一括して説明いたします。いずれも、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地の権利を取得する新規就農者であるため、10月6日に地元農業委員、推進委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後は、柑橘の栽培を予定

しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利なため申請されたもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号5の案件については、小作地開放です。所有権を買い取り経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は里芋や果樹の栽培を予定しています。

番号7の案件については、売買による所有権移転です。許可後は里芋の栽培を予定しています。

番号8の案件については、売買による所有権移転です。許可後は柑橘等の栽培を予定しています。

番号9の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利なため申請されたもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号10の案件については、売買による所有権移転です。許可後は里芋の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番と3番

委員 受人は、今回の申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、10月6日に真鍋委員とヒアリング及び現地確認を行いました。

受人は現在、申請地である本家所有の農地と隣接地の管理を任されてお

り、草刈りや圃場の整備等を行っております。野菜や果樹の栽培経験があり、すでに、レモンの苗木を準備しているとのことで、将来的には柚子など多品種の柑橘類を栽培し、徐々に経営規模を拡大していきたいという考えを持っており、営農については問題ないと思われます。農機具については、トラクターなどを所有しており、除草機も導入予定とのことで、農地の管理も十分可能と思います。今後におきましては、地元の土地改良区などの組織と良好な関係をつくり、意欲的に農業を行っていく意思を確認しました。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番

委員 異議ありません。

議長 9番

委員 異議ありません。

議長 10番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 採決に入る前に、番号6については、鈴木和治委員の関連案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により鈴木委員の退席を求めます。
- 議長 議案第1号中、番号6、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。
よって、番号6は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議長 鈴木委員の入室を許可いたします。
(鈴木 和治 委員 入室・着席)
- 議長 鈴木委員に報告します。鈴木委員関連案件の番号6については、原案のとおり許可することに決しましたので、報告いたします。
- 議長 では、採決を続けます。議案第1号中、番号6以外について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。石川 次長
- 石川 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。
申請件数は2件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は現在、持ち家に家族と居住していますが、この度、古くなった家の建て替えを考え、申請地に自己住宅を建築するもので、申請地は第1種農地ですが、例外許可事由の集落接続に該当するため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号2の案件について、申請人は、申請地北側にある自宅兼店舗で理容室を営んでおりますが、来客用駐車場が慢性的に不足しているため、申請地に駐車場を建設するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。なお、申請地は既に造成されているため始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の举手を求めます。

委員 (举手全員)

議長 举手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とすることとし、同意見を附

して県知事に進達いたします。

議長　日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、を議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。三宅　次長

三宅　それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、説明いたします。

番号1及び番号2は関連案件でありますのでまとめて説明いたします。番号1について、当初計画者が令和6年3月に作業員詰所、仮設道路、残土置場、駐車場建設として一時転用の許可を受け、事業計画に沿って工事を進めていましたが、一時転用箇所の一部を番号2の永久転用箇所に変更したことで、一時転用面積の減少及び工事期間が延長となるため、事業計画変更をおこなうものです。なお、転用者及び事業目的は変更ありません。一時転用期間が超過しているため、申請者から始末書が提出されております。また、申請地は、一時的な転用であり、利用完了後は農地に復元するため、やむを得ないと思われます。

番号2については、永久転用となる公衆用道路箇所の面積が増加するため、事業計画変更をおこなうものです。

以上で説明を終わります。

議長　以上で、議案の説明は終わりました。

議長　これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長　番号1と番号2について質疑ありませんか。

委員　異議ありません。

議長　ほかに、質疑はありませんか。

委員　（「特になし。」との声）

- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。
- よって、議案第3号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。
- 議長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。三宅 次長
- 三宅 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。
- 申請件数は4件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。
- 番号1の案件について、受人は現在、家族と持ち家に居住していますが、引っ越しを余儀なくされているため、父親の所有する申請地を譲り受けて的一般個人住宅建築で、申請地周辺は小集団の農地であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。
- 番号2の案件について、受人は塗装・防水工事業等を営む法人ですが、申請地の隣接地にある関連会社の従業員用駐車場の確保が急務であるため、申請地を譲り受けての貸駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。
- 番号3の案件について、受人は現在、妻と賃貸共同住宅に居住しておりますが、家具などが増え手狭になったことと、子育ての援助や、将来、親の介護などが必要になることを見据え、妻の両親が所有する申請地を借り受けての

一般個人住宅及び進入路の建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は紙製造加工業を営む法人ですが、紙製品等の需要拡大に伴いトラック等の搬入も増え、大型車の待機場所や回転広場等の敷地確保が急務となったため、申請地を譲り受けた露天駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればお願ひします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第7、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見」について、説明いたします。

農地中間管理事業として適當と認められた中間管理権の設定3件について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

番号1の案件については、10年間の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3の案件については、7年間の賃貸借です。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

番号1から3について、委員の方で、意見があればお願ひします。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して機構へ進達いたします。

議長　日程第8、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、を議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。三宅　次長

三宅　それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」番号4に関連し、当該、「道」と「水路」は申請者の開発予定地にあり、有効利用のため、「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、申請地は、市建設課により、土地改良区管理の「道・水路」ではないことが確認されていることから、隣接する土地所有者の同意書が添付されております。

番号2の案件について、当該「道」と「水路」は、申請者の所有地に隣接しており、所有地の有効利用のため、「道」と「水路」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用するものです。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議長　以上で、議案の説明は終わりました。

議長　これより、質疑にはいります。

議長　番号1について、質疑はありませんか。

委員　10月30日に現地を確認しました。当該「道」と「水路」は、申請者の開発予定地にあり、一体利用するため払い下げを受けて有効利用するもので、改良区管理の「道」と「水路」ではないですが、現在、道は周辺の土地より低くなり、水路は流れません。ともに公共の用に供されておらず、隣接土地所有者の同意も得ておりますので、用途廃止することは問題ないと思います。

議 長 続きまして2番

委 員 10月20日に現地を確認しました。当該「道」と「水路」は、申請者の所有地に隣接しており、一体利用するため払い下げを受け、有効利用するもので、地元土地改良区の同意も得られており、用途廃止することは問題ないと思われます。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諒問第1号、「法定外公共財産（道・水路）の用途廃止」について、「廃止しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諒問第1号は、「廃止しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 議案第3号の「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、事業変更によって計画が変更されたということで、当初が令和6年3月12日、計画変更が令和6年11月1日の許可年月日となってますが、この事業は引き続き行われているのですか。

三 宅 当初の計画では期間内に工事が完了できなかったため、期間を延長する事業計画変更申請を行い、令和6年11月1日に許可を受けました。今回、余儀ない事情により一時転用面積が変更されることとなったため、一時転用面積の変更

と期間の延長について、再度、事業計画変更を申請したもので、事業としてはまだ完了しておりません。

委 員 事業計画に沿ってきちんと進めているのであればかまいません。それを確認させていただきました。以上です。

議 長 そのほか、何かご意見等はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第8回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14：16)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤信

委 員 鈴木 博美

委 員 鈴木 和治